

株 主 各 位

名古屋市中区泉二丁目3番3号
ケイティケイ株式会社
代表取締役社長 伊藤主計

第40期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

この度の東日本大震災により被災された皆様には、謹んでお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申しあげます。

さて、本日開催の当社第40期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
- 第40期（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
 - 第40期（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金につきましては、当社普通株式1株当たり金7円、総額25,460,995円、その効力が生じる日を平成23年8月11日とすることに決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、変更の内容は、別添の新旧対照表のとおりであります。

第3号議案

取締役5名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に伊藤主計、鈴木克郎、木村裕史、赤羽聡、青山英生の5氏が再任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案

監査役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に高橋省吾、林崎正生の2氏が再任され、それぞれ就任いたしました。

(別添)

(下線は変更部分を示す。)

変 更 前	変 更 後
(株主総会の招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>8</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(株主総会の招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>11</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>5</u> 月20日とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>8</u> 月20日とする。
(事業年度) 第42条 当会社の事業年度は、毎年 <u>5</u> 月21日から翌年 <u>5</u> 月20日までの1年とする。	(事業年度) 第42条 当会社の事業年度は、毎年 <u>8</u> 月21日から翌年 <u>8</u> 月20日までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日) 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>5</u> 月20日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>8</u> 月20日とする。
(中間配当) 第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>11</u> 月20日を基準日として中間配当をすることができる。	(中間配当) 第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>2</u> 月20日を基準日として中間配当をすることができる。
(新 設)	(附則) <u>第1条</u> <u>第41条の規定にかかわらず、第41期事業年度の会計監査人の任期は、第41期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本条は、第41期事業年度に関する定時株主総会終結をもって削除する。</u> <u>第2条</u> <u>第42条の規定にかかわらず、第41期事業年度は、平成23年5月21日から平成24年8月20日までの1年3ヶ月間とする。</u> <u>第3条</u> <u>第44条の規定にかかわらず、第41期事業年度の中間配当の基準日は、平成23年11月20日とする。</u> <u>第4条</u> <u>本附則第2条から第4条は平成24年8月20日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u>

以 上

期末配当金のお知らせについて

第40期期末配当金（1株につき7円）は、同封の「配当金領収証」によりお支払いいたしますので、裏面に記載の金融機関において払渡しの期間内にお受け取りください。

なお、口座振込をご指定の株主様には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしておりますのでご確認ください。